

資格情報のお知らせQ&A

No.	質問	回答
1	送られてきた通知の趣旨は何ですか？	政府の方針により、安心してマイナンバーカードをご利用いただけるよう、2024年9月21日時点の健康保険資格情報を元に プレス工業健康保険組合の全加入者に対して「資格情報のお知らせ」を交付し、資格情報と個人番号(マイナンバー)を通知するものです。
2	今回の通知の対象者は？	2024年9月21日時点でプレス工業健康保険組合の健康保険に加入しているマイナンバー登録済みの全社員及びその扶養家族です。※健康保険組合で認定されているご家族のみが対象となります。
3	一部の家族のお知らせが入っていないがなぜですか？	2024年9月21日(通知用データ取込み日)時点の加入者を対象にお配りしています。健康保険組合へマイナンバーを未提出の方はお知らせの通知は同封されていません。
4	扶養削除の手続きをした家族分のお知らせが届いた。扶養から外れた対象者の分も確認をして報告する必要があります？	2024年9月21日時点の加入者に対し通知書を発行しています。その後扶養削除の手続きをした方のお知らせは、お手数ですが、健康保険組合に返送いただけましたら当方で適正に処分させていただきます。
5	今回「資格情報のお知らせ」が配付されなかった人には、別途同じお知らせが配付されますか？	2024年9月21日以降、プレス工業健康保険組合の健康保険に加入されマイナンバー登録を済ませた方には、別途「資格情報のお知らせ」を通知(2024年12月上旬)する予定です。詳細が決まり次第お知らせします。
6	何を確認すればよいですか？	資格情報のお知らせに記載されている「漢字氏名・カナ氏名・マイナンバー下4桁」をご確認ください。本人分と当健康保険組合の被扶養者となっているご家族の分のご確認をお願いします。
7	内容が合っていた場合、どうすればいいですか？	特に連絡の必要はありません。「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください。
8	氏名の漢字やフリガナが違っていた。どうしたらいいですか？	健康保険組合へ訂正の届出をお願いします。
9	誤ってお知らせを「捨ててしまった」「き損してしまった」場合、再発行してもらえますか？	再発行はできませんので大切に保管してください。 マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるため、再発行できません。ご自身でマイナポータルにログインして確認してください。 尚、マイナポータルにログイン出来ない場合は、「再発行申請書」で申請していただくこととなりますが、書式についての厚労省通知が現時点で発出されておりませんので、申し訳ございませんが、しばらくお待ちください。 作成できしだい、当健康保険組合のホームページで展開いたします。
10	氏名変更したので、変更後の氏名で『資格情報のお知らせ』を再発行してもらえますか？	氏名変更による再発行はできません。 マイナポータルでご自身の資格情報を確認してください。 ※医療機関で氏名変更前の『資格情報のお知らせ』を提示しての受診は可能です。但し、医療機関での申し立てが必要な場合もありますので、医療機関の指示に従ってください。
11	同じ世帯でも、「資格情報のお知らせ」の「負担割合」が記載されている者と記載がない者がいます。なぜですか？	「資格情報のお知らせ」への「負担割合」の記載は、2024年9月30日時点で「高齢受給者証」が適用されているかどうかを基準としています。 2024年9月30日時点で「高齢受給者証」が交付されている方(昭和29年10月1日以前生まれの方)は、「負担割合」が記載されています。
12	このお知らせで医療機関の受診はできますか？	『資格情報のお知らせ』のみの単体では医療機関を受診できません。 マイナ保険証の読み取りができない場合などにマイナンバーカードと合わせて提示が必要です。 ※ご自身でマイナポータルの資格情報を画面表示されるか、そのダウンロードデータの表示でも『資格情報のお知らせ』同様に利用できますので、是非ご利用ください。
13	この通知はどのような時に使うのか。	マイナ保険証のみでの受診が難しい医療機関(オンライン資格確認システム未導入の医療機関)の場合は、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります。本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナ保険証と一緒に携帯いただくことをおすすめします。 また、健康保険の給付金の申請や健診等の申し込みの際に必要な保険証の記号・番号を知ることができるものとなるため、大切に保管してください
14	資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？	マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。 マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です
15	『資格情報のお知らせ』と『資格確認書』の違いは何ですか？	『資格情報のお知らせ』については、質問NO.14を参照してください。 『資格確認書』とは、令和6年12月2日以降の現行の健康保険証発行廃止に伴い、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない方に対して発行され健康保険証同様に医療機関を受診することができるものです。 2024年12月2日以降に加入された方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方に発行いたします。 尚、現行健康保険証の有効期限である2025年3月31日までは、『資格確認書』は発行できません。 但し、現行の健康保険証については、2025年3月31日までに退職や扶養削除になった方は、それまでが有効期限となります。
16	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいですか？	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。「資格情報のお知らせ」に同封した送付案内裏面に利用登録の方法を記載しておりますのでご確認ください。 《登録方法》 初めて医療機関等を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。また、ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリやセブン銀行のATMからも事前に利用登録が可能です。 ※支援事業を行っている一部の市町村の窓口でも、初回の利用登録ができます。お住まいの市町村が支援事業を行っているか、事前にご確認ください。